

令和 8 年 9 月【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関するオンライン説明会のご案内

群馬労働局労働基準部監督課

【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会				
			令和 8 年 9 月開催分	
開催日	9/8	9/10	9/17	9/25
曜日	火	木	木	金
時間帯	14:00～16:30	14:00～16:30	14:00～16:30	14:00～16:30
対象事業場所在地 (管轄署) 等	前橋	高崎	前橋（伊勢崎）	太田・桐生 県内
説明担当署	前橋署	高崎署	前橋署	桐生署
開催方式	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン

建設業についても、2024 年（令和 6 年）4 月から時間外労働上限規制が適用されております。
本年 9 月、群馬労働局では上記のとおり建設事業者向け「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》をオンライン方式で開催いたします。

ご希望があれば建設工事発注者の立場の方も参加可能ですので、参加について積極的にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、これとは別に 10 月から 12 月までの間、「建設事業者向け」2 回、「飲食事業者向け」2 回、「トラック事業者向け」6 回（10 月以降全 10 回）の説明会開催（オンライン方式）を予定しておりますが、日程等詳細は後日お知らせいたします。

※ 多くの関係事業者に案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記受託事業者あてお問合せくださるようお願いいたします（事業場の所在地に限定されず、定員に余裕がある場合にはいずれの説明会に参加することも可能です）。

【案内状発送・お申込み受付・お問い合わせ受付等運営対応】

受託事業者 （株）日本能率協会マネジメントセンター

『令和 8 年度 時間外労働の上限規制等に関する説明会事務局』

TEL＜03-6362-4825＞ ※平日 10:00～12:00、13:00～17:00

E-mail：jogenkisei-support@jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp

【申込方法】時間外労働の上限規制説明会専用 HP URL から

<<https://jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp/>> 又は FAX 申込

【説明項目】（開始 14：00 ～ 終了 16：30 予定）

- 1 建設事業の働き方改革（時間外労働上限規制）について
- 2 36 協定（時間外・休日労働協定届）の窓口指導例
- 3 労働安全衛生規則の改正等について
- 4 適正な工期設定について
- 5 働き方改革の推進に向けた支援について



以 上